

平成 26 年 2 月 19 日

和歌山市十番丁72

カサ・デ　　まるのうち201

吉　　田　　益　　夫　　殿

和歌山市六番丁24番地

ニッセイ和歌山ビル11階

あすか綜合法律事務所

TEL　　073-433-3980

FAX　　073-433-3981

(有)銀徳及び吉村公俊代理人

弁護士　　豊　　田　　泰　　史



弁護士　　太　　田　　達　　也



弁護士　　重　　藤　　雅　　之



通　　知　　書

前　　略

当職らは、有限会社銀徳及び吉村公俊（以下、「通知人ら」といいます）の代理人として、貴殿に対し、以下のとおり通知申し上げます。

貴殿が管理されているインターネット掲示

板「和ネット掲示板」におきまして、「有限会社銀徳吉村公俊って何者？」というスレッドが作成され、通知人らの名誉、信用を毀損し、業務を妨害する記事が掲載されております。

その具体的内容は、「給料もらいにいったら領収書じゃなくて借用書にサインさせられそうになりました。暴力団でもそんなことしないでしょ？」「議員の紹介だったので安心してたのですが有限会社銀徳の吉村公俊って人は少しヤバい人っぽいですね 警察に相談しましょうかね」「さらなる被害者や辛い思いをする抑制になればええかなと考えてますから」「今後、自分みたいに誰かが騙されないように警察に相談することにしました」などといったもので、記事を見た者に、あたかも通知人らが人を騙したり陥れたりしており、暴力団関係者であるかのような印象を与えるものであります。

上記の記事が違法なものであることはその表現自体から明らかであり、同記事により通知人らの名誉、信用が毀損され、業務を妨害されている状況が続いております。

しかも、スレッドのタイトル自体を見れば明らかなおおり、上記スレッドそのものが、通知人らを誹謗・中傷するために作成された



山崎
2.19
'8-24

18-24

ものといわざるを得ず、上記スレッドを残しておくと、記載者等が更なる違法掲載をする可能性もあり、通知人らの被害が拡大する恐れがあります。

以上の次第でありますので、各記事のみならず上記スレッドそのものを今月23日までに削除していただくよう強く申し入れます。

なお、通知人らは、本件を非常に悪質なものであると考えており、記載者に対する厳格な処罰を求め既に和歌山地方検察庁宛告訴状を提出済みであります。

万一、上記期限までに上記スレッドが削除されなかった場合には、記載者のみならず貴殿に対しても、通知人らに対する名誉・信用毀損及び業務妨害行為を故意に放置したもののとして、損害賠償請求訴訟等の法的措置を採らせて頂きます。

本件につきまして、ご質問等がありましたら、当職らまでご連絡下さい。

以上、通知申し上げます。

この郵便物は平成 26 年 2 月 19 日
第 118-41
49809-3 号書留内容証明郵便物として
差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社

